

平成12年度に着手する大学評価の内容・方法等について

平成12年度に着手する大学評価

全学テーマ別評価（教育サービス面における社会貢献，教養教育）

分野別教育評価（理学系，医学系（医学））

分野別研究評価（理学系，医学系（医学））

平成13年1月

大学評価・学位授与機構

はじめに

大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方針について」(平成10年10月)において、各大学の教育研究の質的充実や国民に対する説明などの取組を支援・促進するための方策として、大学評価を実施する第三者機関の設置が提言されました。この提言を受けて、平成11年4月に文部大臣裁定に基づき「大学評価機関(仮称)創設準備委員会」が発足しました。この委員会では、創設準備に関する重要事項の審議が重ねられ、平成12年2月に最終的な検討結果として「大学評価機関の創設について」が報告されました。

この提言及び報告を踏まえ、国立学校設置法等関係法令の整備が行われ、平成12年4月に大学評価・学位授与機構(以下「機構」という。)が発足しました。この機構は、これまでの学位授与に関する事業に加え、新たに大学等の評価に関する事業を実施する機関として改組されたものです。

この評価事業を実施するため、機構では大学評価委員会を設置しました。大学評価委員会では、関係各方面からの意見も踏まえた数次にわたる審議を経て、このたび、平成12年度に着手する大学評価の基本的な枠組を示した実施要綱を「平成12年度に着手する大学評価の内容・方法等について」として取りまとめました。

機構では、この実施要綱のほかに、評価の一環として各大学及び大学共同利用機関が行う自己評価の実施要項(『自己評価実施要項』)と、機構の評価担当者(大学評価委員、専門委員、評価員)が評価に当たって用いる手引書(『評価実施手引書』)を評価の区分及び個別のテーマ・分野ごとに別途作成しています。

機構としては、平成15年度からの本格的実施に向けて必要な態勢を整えるため、平成14年度までは対象分野や対象機関数を絞って段階的に実施し、それらの経験を踏まえた上で、より適切かつ効果的な内容・方法等を構築することを目指しています。

目 次

はじめに

第 1 章 平成 1 2 年度に着手する大学評価の実施方針

評価の目的

評価の内容・方法の概要

- 1 目的及び目標に即した評価
- 2 評価のプロセス
- 3 評価の対象時期
- 4 区分ごとの評価の概要
- 5 項目別評価と総合的評価

評価の結果

情報開示

評価システムの改善

第 2 章 平成 1 2 年度に着手する大学評価の内容・方法等

平成 1 2 年度に着手するテーマ及び分野

平成 1 2 年度に着手する大学評価に関する機構の体制

評価の区分ごとの内容・方法

- 1 全学テーマ別評価：教育サービス面における社会貢献
 - (1) テーマの概要
 - (2) 対象機関
 - (3) 実施時期
 - (4) 評価の内容
- 2 全学テーマ別評価：教養教育
 - (1) テーマの概要
 - (2) 対象機関
 - (3) 実状調査の実施時期
 - (4) 評価及び実状調査の内容
- 3 分野別教育評価（理学系・医学系の医学）
 - (1) 対象分野
 - (2) 対象組織
 - (3) 実施時期
 - (4) 評価の内容
- 4 分野別研究評価（理学系・医学系の医学）
 - (1) 対象分野
 - (2) 対象組織（機関）
 - (3) 実施時期
 - (4) 評価の内容

大学等が提出する資料の作成方法等

- 1 自己評価の方法
- 2 目的及び目標に関する事前調査回答の作成等
- 3 自己評価書の記述
 - (1) 対象機関（組織）の概要
 - (2) 目的及び目標
 - (3) 項目ごとの自己評価結果
- 3 実状調査票の記述
- 4 提出方法

（別記） 平成12年度着手の評価対象機関・組織一覧

（付属資料1） 平成12年度着手の評価事業スケジュール

（付属資料2） 評価結果の記述

（付属資料3） 評価報告書イメージ

（付属資料4） 平成12年度に着手する大学評価の
内容・方法等について 概要

（参考資料） 大学評価関係法令等

第1章 平成12年度に着手する大学評価の実施方針

評価の目的

機構は、国立学校設置法に則り、大学等（大学及び大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究水準の向上に資するため、教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供するとともに、広く社会に公表することを業務にしています。

機構の実施する評価は、各大学等が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するよう、
教育活動、研究活動、社会貢献活動など大学等の行う諸活動について多面的な評価を行い、
評価結果を各大学等にフィードバックすることにより、各大学等の教育研究活動等の改善に役立てること。

大学等の諸活動の状況や成果を多面的に明らかにし、それを社会に分かりやすく示すことにより、公共的な機関として大学等が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

を目的にしています。

評価の内容・方法の概要

各大学等の教育研究活動の個性化や質的充実に向けた主体的な取組を支援・促進していくためには、国際的な視点、地域社会における役割、大学改革の方向性、国内外の大学の動向などを考慮しながら、複数の評価手法に基づく多面的な評価を行う必要があります。そのため、各大学・学部等の設定する目的及び目標に即して、教育活動、研究活動、地域社会や産業界との連携・交流、社会貢献など、大学等の行う諸活動について、

全学テーマ別評価

分野別教育評価

分野別研究評価

の3区分の評価を実施します。

1 目的及び目標に即した評価

機構の実施する評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、当該大学等の設定する「目的」及び「目標」に即して行います。そのため、大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源などの人的あるいは物的条件、地理的条件さらには将来計画などを考慮して、明確かつ具体的な目的及び目標が設定されていることが前提となります。

機構では、これらのことを十分配慮して、当該大学等の行う諸活動が「目的」及び「目標」の実現に貢献するものであるか、また、諸活動の結果がそれを達成しているのかなどの視点から評価を行います。

2 評価のプロセス

機構は、大学等の設置者の要請をまって評価を行います。

評価は、大学等が自ら行う評価の結果について分析するとともに、大学等の教育研究活動の状況について調査を行い、これらの結果を踏まえて行います。

そのプロセスは次のとおりです。

大学関係者及び学識経験者からなる大学評価委員会及び専門委員会において、評価の実施方針や具体的な評価の内容・方法及び実施のための要項等を決定します。

大学等においては、機構の示す要項に基づき自己評価を行い、その結果を自己評価書として提出します。自己評価書には、自己評価結果の根拠となる資料・データが必要です。

自己評価の根拠には、各大学等が独自に実施している自己点検・評価及びその学外者による検証（外部評価）の結果等を活用することができます。

機構においては、大学等から提出された自己評価書と併せて、独自に調査・収集する資料・データ等に基づき、十分な研修を受けた大学評価委員会の委員、専門委員及び評価員が、書面調査によるほか、ヒアリング又は訪問調査による分析・調査を踏まえて評価を行い、その結果を取りまとめます。

平成12年度着手の評価では、機構独自の調査・資料収集は、実状調査の実施と機構が評価する上で、大学等の自己評価で根拠とした資料・データでは不足する場合に、それを大学等に求める形で実施します。

なお、この評価は初めて実施するものであることから、各大学等における明確かつ具体的な目的及び目標の設定に役立てることを目的として、評価の前提となる各大学等の目的及び目標について事前調査し、明確かつ具体的な記述の工夫の状況について整理・分析します。その結果については、全般的な傾向や特徴を含めて各大学等にフィードバックします。

3 評価の対象時期

機構の実施する評価は、大学等の現在の活動状況について行います。この場合、これまでの状況の分析を通じて行う必要があります。この評価では、原則として過去5年間の状況を対象とします。なお、この分析の対象とする期間は、評価の区分、実施するテーマ及び分野、あるいは評価項目などの特性によっては変更されることがあります。

4 区分ごとの評価の概要

機構の実施する3つの区分による評価の概要は次のとおりです。

この評価でいう「機関」とは、大学及び大学共同利用機関を指し、また、「組織」とは、機関の内部に置かれた学部、研究科及び附置研究所その他の組織を指します。

- (1) 全学テーマ別評価（大学等の教育研究活動等の状況についての全学的な課題に関する評価）
全学テーマ別評価は、各大学及び各大学共同利用機関をそれぞれ単位として、書面調査及びヒアリングにより行います。

この評価では、教育研究活動のみならず、全学的な大学運営や社会貢献活動など、大学等の諸活動の多様な側面について、個別の学部や研究科等の課題にとどまらない、大学等の全学的な課題を各年度において数テーマ設定します。

なお、各年度に着手するテーマについては、大学改革の動向、社会の要請及び大学等における自己点検・評価の進捗状況などを勘案して設定します。設定されたテーマに関する評価は、設置者から要請のあった大学及び大学共同利用機関（対象機関）に対して行います。

全学的な課題の例としては、「大学等の目的・機能を総合的に発揮するための全学的な大学運営」、「教養教育や基礎学力の形成についての全学的な取組」、「教育機能の強化のための全学的な取組」、「学生に対する支援についての全学的な取組」、「大学等としての研究活動の推進に関する基本的な考え方とその方策」、「社会貢献活動についての全学的な取組」、「産学連携の推進についての全学的な取組」及び「国際社会への貢献、国際化への対応についての全学的な取組」などが考えられます。

- (2) 分野別教育評価（大学の各学部及び各研究科における教育活動等の状況についての評価）
分野別教育評価は、大学の教育活動等の状況について、原則として学部、研究科をそれぞれ単位として、学問分野ごとに、書面調査及び訪問調査により行います。

実施する分野は、年度ごとに設定しますが、同一分野の評価は5年周期を基本にし、設置者から要請のあった大学の学部及び研究科（対象組織）に対して行います。なお、平成12年度から14年度までの期間については、実施分野や対象数を絞って段階的に実施することにしており、平成15年度から本格的に実施する予定です。

- (3) 分野別研究評価（大学の各学部及び各研究科、各附置研究所その他の各組織並びに大学共同利用機関における研究活動等の状況についての評価）

分野別研究評価は、大学等の研究活動等の状況について、原則として大学の学部及び研究科、附置研究所その他の組織並びに大学共同利用機関を単位として、学問分野ごとに、書面調査及びヒアリングにより行います。

評価の対象となる「研究活動等」の「研究活動」とは、狭義の研究（基礎研究、応用研究）活動にとどまらず、技術の創出、経営ノウハウの創出、芸術的創作やパフォーマンス、学術書、教養書や教科書類の出版、政策形成等に資する調査報告書の作成、総合雑誌などのジャーナリズム論文の発表等を含む各組織（機関）の教員の創造的活動全般をいいます。

また、「研究活動等」には、研究活動そのもののほか、研究を推進し又は支援する体制としての諸施策と諸機能が含まれます。「諸施策と諸機能」の例としては、専攻・学科の連携やプロジェクト研究の実施方策、研究開発や研究支援に携わる技術者の養成、大学共同利用機関や大学内の共同利用施設が当該分野全体の研究の推進や交流の活発化のために実施するサービス機能、組織全体としての研究資金の運用方策等があります。

なお、大学共同利用機関のように、共同利用装置等から生み出される成果がある場合には、その成果についても評価の対象になります。

実施する分野は、年度ごとに設定しますが、同一分野の評価は5年周期を基本にし、設置者から要請のあった大学の学部及び研究科、附置研究所その他の組織（対象組織）並びに大学共同利用機関（対象機関）に対して行います。なお、平成12年度から14年度までの期間については、実施分野や対象数を絞って段階的に実施することにしており、平成15年度から本格的に実施する予定です。

5 項目別評価と総合的評価

機構の実施する評価は、各大学等が設定する明確かつ具体的な目的及び目標に即して、各評価項目ごとの評価（項目別評価）及び各評価項目を通じた総合的な評価（総合的評価）により行います。

(1) 項目別評価

項目別評価では、多面的な評価を実施するために、全学テーマ別評価、分野別教育評価及び分野別研究評価の特性に応じて次のように項目を設定し、評価を行います。

全学テーマ別評価の評価項目については、次の3項目を基本に、各年度に着手するテーマに応じて設定します。

- 1) 目的及び目標を達成するための取組
- 2) 目的及び目標の達成状況
- 3) 改善のためのシステム

分野別教育評価の評価項目については、次の6項目をそれぞれ各分野共通に設定します。

- 1) アドミッション・ポリシー（学生受入方針）
- 2) 教育内容面での取組
- 3) 教育方法及び成績評価面での取組
- 4) 教育の達成状況
- 5) 学生に対する支援
- 6) 教育の質の向上及び改善のためのシステム

分野別研究評価の評価項目については、次の5項目をそれぞれ各分野共通に設定します。

- 1) 研究体制及び研究支援体制
- 2) 諸施策及び諸機能の達成状況
- 3) 研究内容及び水準
- 4) 社会（社会・経済・文化）的貢献
- 5) 研究の質の向上及び改善のためのシステム

なお、以上の評価項目のうち、「研究内容及び水準」については、対象組織（機関）の研究活動の状況を、国際的な視点を踏まえた研究水準及び独創性、発展性、人材育成への貢献、他分野への貢献などの多様な観点から、教員及び研究グループの個別の業績を基に、関連分野の専門家により、研究の質を重視して評価を行います。

また、「社会（社会・経済・文化）的貢献」についても、個別の業績を基にした評価を行います。

(2) 総合的評価

総合的評価では、目的及び目標の周知・公表の状況など、各項目を通じた事柄や全体を見たときに指摘できる事柄について評価を行います。

評価の結果

評価結果は、項目別評価、総合的評価の結果の記述及びそれらを要約した評価結果の概要によって示します。このほか、大学等の概要、大学等の設定した目的及び目標の記述を併せて評価報告書としてまとめます。

機構は、評価結果を確定する前に評価結果案を当該大学等に通知し、これに対する意見の申立ての機会を設け、申立てがあった場合には、大学評価委員会において再度審議を行った上で、最終的な評価結果を確定します。申立ての内容とそれへの対応は報告書に明示します。

評価報告書は、大学等及びその設置者に提供するとともに、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表します。

情報開示

機構は、大学等の教育研究活動等の改善及び社会への情報提供を積極的に行うため、機構が収集又は作成する資料・データ等については、原則として公開・開示します。

なお、対象機関から提出された文書等のうち、個人に関する情報については、原則として機構が行う評価の根拠としてのみ利用し、公開・開示はしません。また、個人に関する情報以外の文書等については、機構が作成する評価報告書に掲載するものを除き、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」等に基づき当該機関の長と協議の上、取扱いを決定します。

評価システムの改善

機構は、社会と大学等の双方に開かれた組織であるとともに、評価の経験と評価を通じた各大学等における自己改革の動向を踏まえつつ、常によりよい大学評価のシステムを求めていくことが重要であると考えています。このため、組織・運営面も含め、大学評価が開放的で進化するシステムとなるよう、その改善に努めます。

第2章 平成12年度に着手する大学評価の内容・方法等

平成12年度に着手するテーマ及び分野

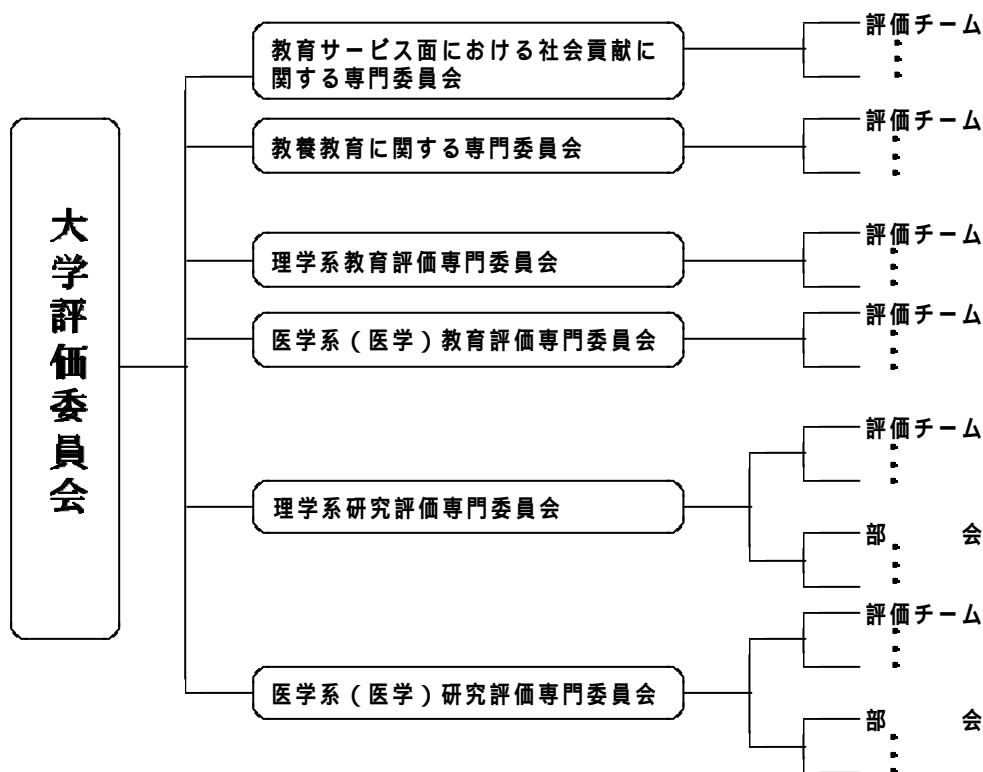
平成12年度に着手する大学評価は、全学テーマ別評価においては「教育サービス面における社会貢献」及び「教養教育」の2テーマを、分野別教育評価及び分野別研究評価においては、「理学系」及び「医学系の医学」^(注)の2つの学問分野について実施します。

平成12年度に着手する大学評価に関する機構の体制

評価を実施するに当たっては、国公立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学評価委員会を設置します。この委員会の下に、テーマ及び学問分野ごとに、大学評価委員会の委員及びそのテーマ・分野の専門家等からなる専門委員会を設置します。

大学等の諸活動については、多面的な評価が必要であること、専門分野が多様であること、さらには評価対象数が大規模となることなどから、専門委員会には、必要に応じて、当該テーマ・分野の専門家を評価員として置きます。

対象機関（組織）ごとの評価に当たっては、専門委員会の委員（及び評価員）による評価チームを編成します。なお、分野別研究評価においては、評価チームのほかに分野ごとに個別の研究活動を評価するため、各専門領域ごとに専門委員会の委員及び評価員で構成する部会を設置します。



(注) 医学系には、医学、歯学、薬学等が該当しますが、今回はこのうちの「医学」を対象とします。

評価の区分ごとの内容・方法

1 全学テーマ別評価：教育サービス面における社会貢献

(1) テーマの概要

大学及び大学共同利用機関には、地域社会や産業界との連携・交流の推進，社会への知的啓発等，教育，研究の両面にわたって様々な社会貢献に対する期待が寄せられています。

この中で教育面においては、社会の各分野で活躍できる優れた人材の養成をはじめ、社会の高度化・複雑化に伴う職業能力向上のニーズ、国民のゆとりや価値の多様化に伴う幅広い年齢層における生涯学習ニーズの高まりなど、大学等が体系的かつ継続的な学習の場として、より開かれることが求められてきています。

各大学等においては、これらのニーズや大学等の実状を踏まえ、社会人学生の受入れ、科目等履修生制度の開設、公開講座、研修・セミナーの実施、博物館等の公開、大学（施設）開放などの様々な活動を通して、教育サービス面において社会的な貢献が行われています。

これらの活動のうち、正規の課程に在籍する学生に対する教育活動については、分野別教育評価における評価の対象であるため、この評価では、正規の課程に在籍する学生以外の者に対する教育活動及び学習機会の提供について、評価を実施します。

なお、大学共同利用機関は、機関としては正規の課程そのものが存在しないことから、その機関として実施する教育活動及び学習機会の提供の全部、あるいは大部分がこの評価の対象となります。

(2) 対象機関

設置者から要請のあった次の機関を対象とします。

国立大学（政策研究大学院大学及び短期大学を除く。）（98大学）及び全大学共同利用機関（14機関）（別記「平成12年度着手の評価対象機関・組織一覧」参照）

(3) 実施時期

平成13年	1月	実施要項等の通知
平成13年	4月末	目的及び目標に関する事前調査回答の提出
平成13年	6月初	調査結果の大学等へのフィードバック
平成13年	7月末	自己評価書・根拠資料等の提出
平成13年	8月～	書面調査及びヒアリングの実施
平成14年	3月	評価結果の公表

(4) 評価の内容

ここでの「教育サービス面における社会貢献」(以下「教育サービス」という。)とは、大学等の正規の課程に在籍している学生以外の者に対する教育活動及び学習機会の提供を指します。

教育サービスには、科目等履修生制度、公開講座、各種の研修やセミナーの開設、資格関係の講座の提供等の教育活動のほか、図書館等の大学施設の開放のような学習機会の提供などが挙げられます。実施の方式としては、全学的(全機関的)な委員会や生涯学習センターのような全学的な組織を通じて実施されるものから、学部等の部局単位で実施するものまであります。この評価では、こうした種々の取組を全学的(全機関的)な視点から包括的にとらえて、その取組や達成状況等について評価を行います。

評価は、大学等の設定した教育サービスに関する目的及び目標に即して、次に掲げる3項目の項目別評価及び総合的評価により実施します。

- 1) 目的及び目標を達成するための取組
- 2) 目的及び目標の達成状況
- 3) 改善のためのシステム

項目別評価

- 1) 目的及び目標を達成するための取組

この項目では、教育サービスに関する取組が、大学等の設定した目的及び目標に沿ったものとなっているか、取組の中の各種の活動において提供される内容と方法及びその取組の体制が目的及び目標の達成に貢献しているかについて評価します。

- 2) 目的及び目標の達成状況

この項目では、大学等の設定した目的及び目標が、教育サービス活動によって、どの程度達成されているかについて評価します。

- 3) 改善のためのシステム

この項目では、目的及び目標の設定やその実現に向けての取組状況について、問題点の把握や学外者の意見等の反映など、自己点検・評価、外部評価等の組織的な体制や改善のためのシステムが整備されているか、それらの組織的な体制やシステムが機能しているかについて評価します。

総合的評価

総合的評価では、目的及び目標の周知・公表の状況など、各項目を通じた事柄や全体を見たときに指摘できる事柄について評価を行います。

2 全学テーマ別評価：教養教育

(1) テーマの概要

教養教育については，平成3年の大学設置基準の大綱化（一般教育科目，専門教育科目等の科目区分の廃止）に伴い，各大学において，その教育理念に基づく教育課程の編成，教育方法及び履修指導など，主体的に工夫・改善の努力がなされています。

また，社会が高度化・複雑化する中で，社会全体としても教養及び基礎的な学力の重要性が改めて指摘されており，大学における新たな教養教育の在り方を考慮した教育の推進が求められています。

このような社会的ニーズや大学におけるこれまでの取組を踏まえ，学部段階の教養教育（大学設置基準に示されている「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い，豊かな人間性を涵養する」ための教育）について，各大学が設定した教養教育の目的及び目標を実現するための取組状況及びその達成状況等について評価を実施します。

教養教育の内容が幅広いこと，さらに大学審議会等において，その改善の基本的な方向性について審議・答申がなされ，それらを踏まえた取組が今後進められることも勘案して，このテーマについては，2年計画で実施します。1年目は各大学における教養教育のとらえ方，目的及び目標や取組等の実状調査を行います。それらを整理・公表した上で，2年目は目的及び目標に即して，取組状況やその達成状況等について評価を実施します。

(2) 対象機関

設置者から要請のあった次の機関を対象とします。

国立大学（大学院のみを置く大学及び短期大学を除く。）（95大学）

（別記「平成12年度着手の評価対象機関・組織一覧」参照）

(3) 実状調査の実施時期

平成13年 1月 実施要項等の通知

平成13年 5月 実状調査回答票の提出

平成13年10月 実状調査結果の公表

(4) 評価及び実状調査の内容

この評価では，大学が実施している学部段階（学士課程）の教養教育について，各大学の設定した教養教育の目的及び目標に即して，全学的な視点からの取組，達成状況及び改善のためのシステム等について2年計画で評価を行います。

1年目は，各大学における教養教育のとらえ方，教養教育の目的及び目標，目的及び目標を達成するための取組状況等についての実状調査を実施します。その調査結果については，各大学や社会に対して早い機会に国立大学の教養教育に対する全体的な取組状況を知らせることができるよう，平成13年10月までに整理し，公表する予定です。

2年目は、この実状調査の結果等を踏まえて、具体的な評価項目や内容・方法について検討した上で、評価を行います。

1年目に実施する実状調査の概要は次のとおりです。

実状調査の方法

全学テーマ別評価「教養教育」の実状調査は、別に作成された『実状調査実施要項』に基づく「実状調査票」によって実施します。この調査は、質問形式で記述式及び多肢選択式等の方法で実施します。

実状調査の内容

1) 対象機関の概要

大学の現況及び沿革についての基本事項を調査します。

2) 教養教育に関するとらえ方、目的及び目標

大学における教養教育に関するとらえ方、目的及び目標、教養教育と専門教育との関係、教養教育の科目区分等について調査します。

3) 教養教育に関する取組状況

教養教育に関する実施体制、教育課程の編成、教育方法等の取組状況及びこれまでの教養教育の変遷、今後の方向などについて調査します。

3 分野別教育評価

(1) 対象分野

理学系の分野

医学系の医学の分野

(2) 対象組織

設置者から要請のあった6大学の学部及び研究科を対象とし、学部、研究科を単位として実施します。(別記「平成12年度着手の評価対象機関・組織一覧」参照)

(3) 実施時期

平成13年	1月	実施要項等の通知
平成13年	4月末	目的及び目標に関する事前調査回答の提出
平成13年	6月初	調査結果の大学等へのフィードバック
平成13年	7月末	自己評価書・根拠資料等の提出
平成13年	8月～	書面調査及び訪問調査の実施
平成14年	3月	評価結果の公表

(4) 評価の内容

各学部、研究科において行われている教育活動等は、学生に対する教育活動のみならず、社会貢献や地域社会との連携・交流など幅広く多岐にわたって実施されています。平成12年度に機構が着手する分野別教育評価は、これらの全般的な活動を網羅的に評価するのではなく、「正規の課程に在籍している学生に対する教育活動」についての取組に重点を置き、その取組が教育目的及び目標の実現に貢献するものであるか、取組の結果がそれを達成しているのかなどの視点から、次に掲げる評価項目(6項目)に沿った項目別評価と総合的評価を実施します。

ただし、教育目的及び目標を達成するための教育の質的向上や改善についての取組として、「正規の課程に在籍している学生に対する教育活動」と、それ以外の諸活動を併せて評価する必要がある場合は、それに沿った評価を行います。

また、これらの取組(活動)を行う上で必要となる教育・学習環境(教員組織、施設・設備)については、教育目的及び目標の実現に向けて、それが適切に整備され、活用されているかの視点から、該当する評価項目においてそれぞれ評価します。

- 1) アドミッション・ポリシー(学生受入方針)
- 2) 教育内容面での取組
- 3) 教育方法及び成績評価面での取組
- 4) 教育の達成状況
- 5) 学生に対する支援
- 6) 教育の質の向上及び改善のためのシステム

項目別評価

1) アドミッション・ポリシー（学生受入方針）

教育目的及び目標を達成するためには、教育の質的向上だけでなく、その取組の効果が十分に期待できる資質を有した学生の確保が重要です。

この項目では、求める学生像や学生募集方法、入試の在り方等のアドミッション・ポリシーが明確な形で策定されているか、また、その方針に従った学生受入の方策が適切に講じられているかについて評価します。

2) 教育内容面での取組

教育目的及び目標を達成するためには、それを実現し得る内容の教育課程を編成し、体系的な授業内容を提供することが必要です。

この項目では、設定された教育目的及び目標に照らして、教育課程及び個々の授業の構成が、それらを十分に実現できる内容のものであるかについて評価します。

3) 教育方法及び成績評価面での取組

教育目的及び目標を達成するためには、それを実現し得る内容の教育課程を編成し、体系的な授業内容を提供するとともに、その内容に即した授業形態、学習（研究）指導法等の教育方法を用い、また有効性のある成績評価を実施することが必要です。

この項目では、設定された教育目的及び目標に照らして、教育方法及び成績評価法が適切であり、教育課程及び個々の授業の特性に合致したものであるかについて評価します。

4) 教育の達成状況

教育の改善・向上に取り組むためには、受入れた学生の状況を的確に把握するとともに、学生が、学部、研究科における教育活動の各段階において身に付けた教育の成果を適切に把握することが必要です。

この項目では、ア) 単位取得、進級、卒業（修了）及び資格取得などの各段階における学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況、並びにイ) 進学や就職などの卒業（修了）後の進路の状況などから判断して、教育目的及び目標において意図する教育の成果がどの程度達成されているかについて評価します。

5) 学生に対する支援

教育の効果を高めるとともに、学生が充実した学生生活を実現するためには、修学に必要な支援を適切に行う必要があります。

この項目では、学習や生活に関する環境（施設・設備）や相談の態勢が整えられ、効果的に行われているか、経済的支援や就職支援が適切に行われているかについて評価します。

6) 教育の質の向上及び改善のためのシステム

各学部，各研究科においては，組織としての教育活動の評価及び個々の教員の教育活動の評価をそれぞれ適切に行うとともに，その結果が教育目的及び目標の見直しも含めた教育の質の向上及び改善の取組にフィードバックされるシステムを構築する必要があります。

この項目では，教育の実施状況や問題点を的確に把握し，ア)学部，研究科の組織としての教育活動の評価，並びにイ)教員の教育能力や教育意欲などを踏まえた個々の教員の教育活動の評価を適切に実施する体制が整っているか，また，それらの評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結びつけるシステムが整備され，それが機能しているかについて評価します。

総合的評価

総合的評価では，目的及び目標の公表・周知の状況など，各項目を通じた事柄や全体を見たときに指摘できる事柄について評価を行います。

4 分野別研究評価

(1) 対象分野

理学系の分野

医学系の医学の分野

(2) 対象組織（機関）

設置者から要請のあった6組織（機関）を対象とし，学部及び研究科，附置研究所，その他の組織並びに大学共同利用機関を単位として実施します。（別記「平成12年度着手の評価対象機関・組織一覧」参照）

(3) 実施時期

平成13年	1月	実施要項等の通知
平成13年	4月末	目的及び目標に関する事前調査回答の提出
平成13年	6月初	調査結果の大学等へのフィードバック
平成13年	7月末	自己評価書・根拠資料等の提出
平成13年	8月～	書面調査及びヒアリングの実施
平成14年	3月	評価結果の公表

(4) 評価の内容

分野別研究評価では，対象組織（機関）の研究活動等の状況について，学問分野ごとに，次に掲げる5項目の項目別評価及び総合的評価を実施します。

評価の対象となる「研究活動等」の「研究活動」とは，狭義の研究（基礎研究，応用研究）活動にとどまらず，技術の創出，経営ノウハウの創出，芸術的創作やパフォーマンス，学術書，教養書や教科書類の出版，政策形成等に資する調査報告書の作成，総合雑誌などのジャーナリズム論文の発表等を含む各組織（機関）の教員の創造的活動全般をいいます。各分野ごとの評価の対象となる「研究活動」については，分野固有の性格に応じて「自己評価実施要項」に示されます。

また，「研究活動等」には，研究活動そのもののほか，研究を推進し又は支援する体制としての諸施策と諸機能が含まれます。「諸施策と諸機能」の例としては，専攻・学科の連携やプロジェクト研究の実の方策，研究開発や研究支援に携わる技術者の養成，大学共同利用機関や大学内の共同利用施設が当該分野全体の研究の推進や交流の活発化のために実施するサービス機能，組織全体としての研究資金の運用方策等があります。

なお，大学共同利用機関のように，共同利用装置等から生み出される成果がある場合には，その成果についても評価の対象になります。

- 1) 研究体制及び研究支援体制
- 2) 諸施策及び諸機能の達成状況
- 3) 研究内容及び水準
- 4) 社会（社会・経済・文化）的貢献
- 5) 研究の質の向上及び改善のためのシステム

このうち、「研究内容及び水準」及び「社会（社会・経済・文化）的貢献」の項目については、対象組織（機関）全体だけでなく、領域ごとの状況を明らかにする形で実施します。領域とは評価の必要上設定する分野内の区分であり、当該分野の一般的な学科・専攻の構成等に基づき機構で設定します。この設定した領域に応じて部会を各専門委員会の下に設置します。

項目別評価

1) 研究体制及び研究支援体制

研究体制とは、対象組織（機関）において研究そのものを推進又は活性化する体制をいいます。また、研究支援体制とは、研究に対する支援やサービスなど、例えば研究科及び学部附属のセンターや大学共同利用機関が機能の一部としているような共同利用等のサービス体制をいいます。

この項目では、研究体制及び研究支援体制として具体的に実施されている諸施策、諸機能、例えば、学科・専攻の連携やプロジェクト研究の実施方策、装置の開発、共同利用の推進、研究開発や研究支援に携わる技術者の養成、研究資金の運用方策等が、対象組織（機関）の設定した研究目的及び目標に沿った取組となっているかを評価します。

2) 諸施策及び諸機能の達成状況

この項目では、研究体制及び研究支援体制として具体的に実施されている諸施策及び諸機能の達成状況について、設定された研究目的及び目標に即して評価します。その際、研究体制の整備途中であったり、将来計画に向けた転換点にあるため十分な実績が出る段階にないなどの事情についても、それを的確に加味した評価を実施します。

3) 研究内容及び水準

この項目では、対象組織（機関）の研究活動の学問的内容及び水準について、国際的な視点を踏まえた研究水準、独創性、発展性、人材養成への貢献、他分野への貢献などの多様な側面から評価します。評価は、教員及び研究グループの個別の業績及びそれに基づく自己判定を基に、関連分野の専門家により、研究の質を重視して、対象組織（機関）全体及び領域ごとの状況を明らかにする形で実施します。

なお、この項目における個別の研究活動の評価に当たっては、理学系においては「数理・情報科学」、「物理学」、「化学」、「生物科学」、「地球科学」、「天文・宇宙科学」及び「理学以外」の領域の部会、医学においては「生理学」、「病理学」、「社会医学」、「内科学」、「外科学」、及び「医学以外」の領域の部会のうち、主たる審査先として申請のあった部会において、関連分野の専門家による評価を行います。

国際的な視点 国際的な視点を踏まえるということの意味は、研究活動の業績が欧文誌に掲載されているという場合のみを意味するのではなく、その学問領域で内容的に世界の水準を見て、その水準から判断するということを意味します。すなわち、例えば日本が一番進んでいる分野なら、それが邦語誌における業績であっても当然に世界的に高い水準のものと判断されます。

また、分野固有の性格から国際的に比較が困難で優劣を付けるのが困難な分野であっても、用いる方法には共通のものがあり得るので、その水準については国際的な視点から問うべきものです。

したがって、国際的な視点を踏まえた水準が何を意味するかは、当該分野の専門委員会、さらには領域に応じて組織される部会ごとに、十分な検討の上で判断することになります。

研究水準の判定 研究水準とは、既に発表され、確立した業績から判断される水準を意味し、個人及び研究グループの研究活動について、それらの水準を「卓越」(群を抜いて高い水準にある)、「優秀」(当該分野において指導的あるいは先導的な水準にある)、「普通」(当該分野に十分貢献している)、「要努力」(当該分野に十分貢献しているとはいえない)の4段階及び「該当せず」(研究水準の判定の対象に当たらない)で判定します。判定結果については、対象組織(機関)の個人の研究活動について、それぞれの判定が、対象組織(機関)全体及び領域ごとに、どのような割合になっているかを示し、研究グループの研究業績を踏まえた上で記述します。

独創性、発展性等の判定 研究活動の独創性、今後の発展性については、必ずしも、既に発表され、確立した業績でなくても、他の根拠からそれぞれ個性的な取組である、あるいは先見性や萌芽性を持つと判断できる研究活動を対象にして判定します。ここでは、申告のあったものについて、「極めて高い」、「高い」の2段階及び「該当せず」で判定し、判定結果については、対象組織(機関)の個人の研究活動について、それぞれの判定が、対象組織(機関)全体及び領域ごとに、どのような割合になっているかを示し、研究グループの研究業績を踏まえた上で記述します。

人材養成への貢献、他の学問分野への貢献についても、それぞれ教育効果の高い業績である、あるいは、他の学問分野の発展に貢献しているとして申告のあったものについて、「極めて高い」、「高い」の2段階及び「該当せず」で判定し、判定結果については、対象組織(機関)の個人の研究活動について、それぞれの判定が、対象組織(機関)全体及び領域ごとに、どのような割合になっているかを示し、研究グループの研究業績を踏まえた上で記述します。

さらに、上述以外の視点で、特に具体的な特徴を示して申告のあった研究活動について、その内容を評価し、対象組織(機関)全体及び領域ごとにその状況を記述します。

目的及び目標に照らした評価 この項目では、上述の判定結果を、設定された研究目的及び目標に照らし、さらに、教員の構成や組織の置かれている諸条件を考慮しながら評価を行います。

「自己判定」とは、自己評価の過程で個人又は研究グループが実施する判定を指します。

なお、「研究グループ」の定義については分野の性格に応じて「自己評価実施要項」に具体的に示されます。

4) 社会（社会・経済・文化）的貢献

この項目では、対象組織（機関）の研究活動の社会（社会・経済・文化）的貢献度について評価します。評価は、前掲 3)の「研究内容及び水準」と同様に、教員及び研究グループの個別の業績及びそれに基づく自己判定を基に、関連分野の専門家により、研究の質を重視して、対象組織（機関）全体及び領域ごとの状況を明らかにする形で実施します。

社会的な貢献の内容については、文化諸分野の継承、文化諸分野の発展、文化諸分野の創造、地球規模の課題の解決、政策形成への寄与、新技術の創出、特許や情報データベース等の知的財産の形成、新産業基盤の構築、生活基盤の強化など、具体的な事由を示して申告のあったものについて、「極めて高い」、「高い」の2段階及び「該当せず」で判定します。判定結果については、対象組織（機関）の個人の研究活動について、それぞれの判定が、対象組織（機関）全体及び領域ごとに、どのような割合になっているかを示し、研究グループの研究業績を踏まえた上で記述します。

この項目では、上述の判定結果を、設定された研究目的及び目標に照らし、さらに、教員の構成や組織の置かれている諸条件を考慮しながら評価を行います。

なお、この項目における個別の研究活動の評価に当たっては、理学系においては「数理・情報科学」、「物理学」、「化学」、「生物科学」、「地球科学」、「天文・宇宙科学」及び「理学以外」の領域の部会、医学においては「生理学」、「病理学」、「社会医学」、「内科学」、「外科学」及び「医学以外」の領域の部会のうち、主たる審査先として申請のあった部会において、関連分野の専門家による評価を行います。

5) 研究の質の向上及び改善のためのシステム

この項目では、対象組織（機関）における研究目的及び目標の設定やその実現に向けての研究活動等について、それらの状況や問題点を対象組織（機関）が把握するための自己点検・評価や外部評価など、研究の質の向上及び改善のためのシステムが整備されているか、さらに、それらのシステムが機能しているかについて評価します。

総合的評価

総合的評価では、目的及び目標の公表・周知の状況など、各項目を通じた事柄や全体を見たときに指摘できる事柄について評価を行います。

大学等が提出する資料の作成方法等

第1章 の2で述べたように、この評価のプロセスでは、評価対象となった大学等において、機構の示す要項に基づく自己評価を実施し、その結果を自己評価書として提出します。

ここでは、大学等が実際に自己評価を行う場合に必要な自己評価の方法、自己評価書の記述、実状調査票の記述及び提出方法の概要を記載しています。

なお、機構の示す要項は、評価の区分及び個別のテーマ・分野ごとに、自己評価実施上の一般的な事項とテーマ・分野ごとに特有の事項の両者を示した『自己評価実施要項』として作成しています。

1 自己評価の方法

(1) 自己評価は、全学テーマ別評価においてはテーマに関する目的及び目標、分野別教育評価においては教育目的及び目標、分野別研究評価においては研究目的及び目標に即して、各評価項目ごとに行います。

(2) 自己評価を行うに当たっては、各評価項目ごとの評価の内容を踏まえ、各項目において評価の諸観点の適切な設定が必要です。

各項目における評価の観点の例としては、一般的には次のようなものが考えられます。実際には、設定された目的及び目標に沿っておのずから観点が決まってくるものですので、大学等において適切に設定した上で自己評価を行うことになります。

教育サービス面における社会貢献のテーマにおいては、例えば「目的及び目標を達成するための取組」の項目では、目的及び目標で意図された内容が適切な方法で提供されているか等が考えられます。また、「目的及び目標の達成状況」の項目では、サービスの利用者数、サービス享受者の満足度は十分なものとなっているか等が考えられます。

分野別教育評価においては、例えば、「アドミッション・ポリシー(学生受入方針)」の項目では、教育目的及び目標の実現に沿ったアドミッション・ポリシーが明示され、教育目的及び目標を実現できる内容となっているか等が考えられます。また、「教育内容面での取組」の項目では、教育課程の編成が体系化され、一貫性を有し、教育目的及び目標を実現するものとなっているか等が考えられます。さらに、「教育方法及び成績評価面での取組」の項目では、教育目的及び目標に照らして、教育方法が適切であり、個々の授業の内容に即した授業形態で実施されているか等が考えられます。

分野別研究評価においては、例えば、「研究体制及び研究支援体制」の項目では、研究目的及び目標の実現に沿った研究推進及び研究支援体制として、学科・専攻の連携、プロジェクト研究の実施方策、大学共同利用機関や学部附属のセンター等が機能の一部としているような共同研究等のサービスの体制及び研究資金の運用方策が十分な内容と方法になっているか等が考えられます。また、「研究内容及び水準」の項目では、研究活動の水準、獨創性、発展性、人材養成への貢献、他分野への貢献面での達成状況について、それぞれが研究目的及び目標に沿ったものになっているか、あるいは教員組織の構成(教授、助教授、助手の構成等)及び資金の規模、地理的条件等の条件から見てどうか等が考えられます。

- (4) 分野別研究評価の評価項目のうち「研究内容及び水準」、「社会（社会・経済・文化）的貢献」の2項目について、自己評価を行うに当たっては、研究業績に基づき、所定の個人別研究活動判定票及び研究グループ別研究活動判定票により前掲 4(4) の3)及び4)で示した内容の水準等の判定が必要です。その上で対象組織（機関）全体及び領域ごとに判定結果を示し、さらに研究目的及び目標に照らした評価を行います。

2 目的及び目標に関する事前調査回答の作成等

本調査は、各大学等の明確かつ具体的な目的及び目標の設定に役立てることを目的として実施しますので、自己評価の過程において、次の「3 自己評価書の記述」の「(2)目的及び目標」の記述の概要を踏まえて作成した「目的及び目標」を提出します。

3 自己評価書の記述

機構の示す「自己評価書」の様式に従って記述します。

その記述の概要は次のとおりです。

(1) 対象機関（組織）の概要

評価の対象となる機関等の現況等について簡潔に記述します。その際、現況や設置経緯が分かる資料等を添付する必要があります。

記述内容は、おおむね原文のまま、評価報告書に掲載し、公表します。

(2) 目的及び目標

本評価は、設定された目的及び目標に即して実施しますので、目的及び目標については、大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源などの人的あるいは物的条件、地理的条件、さらには将来計画等を踏まえつつ、既に行ってきた取組の意図や課題について明確かつ具体的な記述が必要です。

なお、全学テーマ別評価では、テーマに関するとらえ方についての記述も必要です。

記述内容は、おおむね原文のまま、評価報告書に掲載し、公表します。

評価区分ごとの目的及び目標の考え方等は以下のとおりです。

全学テーマ別評価のテーマに関するとらえ方、目的及び目標

教育サービス面における社会貢献に関するとらえ方については、大学等が有する人的・物的条件、地域社会における役割、大学改革の方向性、国際的な視点等を踏まえ、大学等において社会貢献活動全体がどのような位置付けにあるか、その中で教育サービス面における社会貢献活動をどのようにとらえているかを示すものです。

目的とは、大学等が教育サービス面における社会貢献活動を実施する全体的な意図を指します。一般的には、教育サービスを提供する上での基本的な方針、提供する内容及び方法の基本的な性格、活動を通じて達成しようとしている基本的な成果などを示すものです。そうした目的が、いかなる社会的ニーズを満たすことになるのか、さらには地域社会における役割、大学改革の方向性、国際的な視点等の関係でどのような意味を持っているのかについても、ここで言及することができます。

目標とは、目的で示された意図を実現するために設定された具体的な課題を指します。この課題の設定において、教育サービス全体を通じた課題と、全学的な方針の下に取り組む活動ごとの課題がある場合は、それを全般的な目標と活動ごとの目標といった形で示すこともできます。

分野別教育評価の教育目的及び目標

教育目的は、学部及び研究科が教育活動等を実施する全体的な意図を指します。一般的には、学生受入の基本的な方針、提供する教育内容及び方法の基本的な性格、養成しようとしている人材像などの期待している教育成果、学生支援の基本方針などについて示すものです。そうした教育目的が、いかなる学問的、社会的ニーズを満たすことになるのか、さらには国際的な視点、地域社会における役割、大学改革の方向性等の関係でどのような意味を持っているのかについても、ここで言及することができます。

教育目標では、教育目的で示された意図を実現するために設定された具体的な課題が示されます。これらの課題には、学部及び研究科全体に共通の課題と、学科・課程あるいは専攻ごとに独自の課題といった区別がされている場合があります。その場合には、それを学部の全体的な教育目標と学科・課程あるいは専攻ごとの教育目標といった形で階層化して示すこともできます。

分野別研究評価の研究目的及び目標

研究目的は、組織が研究活動等を実施する全体的な意図を指します。一般的には、研究を推進する基本的な分野・対象、研究体制及び研究支援体制の基本方針やその方針の下で実施する諸施策及び諸機能の基本的な在り方などについて示すものです。そうした目的が、いかなる学問的、社会的ニーズを満たすことになるのか、国際的な視点、地域社会における役割、大学改革の方向性等の関係でどのような意味を持っているのか、さらには独創的あるいは萌芽的な研究の奨励や地道な基盤研究の保証への姿勢についても、ここで言及することができます。

研究目標では、研究目的で示された意図を実現するために設定された具体的な課題が示されます。この課題には、対象組織（機関）全体に通ずる課題と領域ごとに独自の課題といった区別がされている場合があります。その場合には、対象組織（機関）の全体的な目標と領域ごとの目標といった形で階層化して示すこともできます。

また、研究目的及び目標については、対象組織（機関）に、当該分野（理学系又は医学系の医学）以外の教員の研究活動等がある場合には、その旨も含めて設定する必要があります。

(3) 項目ごとの自己評価結果

項目ごとの自己評価の結果を記述します。記述に当たっては、その取組の現状とともに、大学等の置かれている背景、何に重点を置いているのか、特色ある取組や配慮している点、達成されている点や問題として残っている点、将来計画などについての記述が必要です。

なお、評価結果については、付属資料1の「評価結果の記述」を参考に、その水準についても記述が必要です。

また、評価結果の記述には、判断の根拠を示し、根拠となる資料・データを添付する必要があります。その根拠資料には、各大学等で作成した自己点検・評価報告書あるいは外部評価報告書の該当部分を活用することができます。

3 実状調査票の記述

実状調査は、第2章の2で述べたように、「実状調査票」によって実施します。「実状調査票」は、記述式及び多肢選択式等の設問から構成されますが、記述式の回答における記述の概要は次のとおりです。

記述内容は、おおむね原文のまま、実状調査報告書に掲載し、公表します。

(1) 対象機関の概要

大学の現況及び沿革についての基本事項を簡潔に記述します。

(2) 教養教育に関する考え方

教養教育に関する考え方については、学部段階（学士課程）の教育の中で教養教育をどのようにとらえて位置付けているのか、教養教育と専門教育の関連性も含めて記述します。

(3) 教養教育の目的及び目標

目的及び目標については、大学の設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源などの人的あるいは物的条件、地理的条件、さらには将来計画等を踏まえて、明確かつ具体的に記述します。

目的とは、大学が教養教育を実施する全学的な意図を指します。一般的には、教養教育の基本的な方針、提供する内容及び方法の基本的な性格、教養教育を通じて達成しようとしている基本的な成果などを示すものです。そうした目的が、いかなるニーズを満たすことになるのか、さらには国際的な視点、大学改革の方向性等の関係でどのような意味を持っているのかについても、ここで言及することができます。

目標とは、目的で示された意図を実現するために設定された具体的な課題を指します。これらの課題には、全学規模で取り組む課題と、全学的な方針の下で学部ごとに独自に取り組む課題といった区別がされている場合があります。その場合には、それを全学的な目標と学部ごとの目標といった形で階層化して示すこともできます。

(4) 教養教育に関する取組

教養教育に関する実施体制，教育課程の編成，教育方法などの取組状況について具体的に記述します。

(5) 変遷及び今後の方向

教養教育の変遷及び今後の方向性等について概要を記述します。

4 提出方法

自己評価書及び実状調査票は，書面及び電子ファイルの提出が必要です。

既存冊子等の一部を根拠資料とする場合は，該当部分のコピーでも可能です。

(別記)

平成12年度着手の評価対象機関・組織一覧

1 全学テーマ別評価

教育サービス面における社会貢献(112機関)

対象機関名		
(国立大学)		
北海道大学	横浜国立大学	和歌山大学
北海道教育大学	新潟大学	鳥取大学
室蘭工業大学	長岡技術科学大学	島根大学
小樽商科大学	上越教育大学	島根医科大学
帯広畜産大学	富山大学	岡山大学
旭川医科大学	富山医科薬科大学	広島大学
北見工業大学	金沢大学	山口大学
弘前大学	福井大学	徳島大学
岩手大学	福井医科大学	鳴門教育大学
東北大学	山梨大学	香川大学
宮城教育大学	山梨医科大学	香川医科大学
秋田大学	信州大学	愛媛大学
山形大学	岐阜大学	高知大学
福島大学	静岡大学	高知医科大学
茨城大学	浜松医科大学	福岡教育大学
図書館情報大学	名古屋大学	九州大学
筑波大学	愛知教育大学	九州芸術工科大学
宇都宮大学	名古屋工業大学	九州工業大学
群馬大学	豊橋技術科学大学	佐賀大学
埼玉大学	三重大学	佐賀医科大学
千葉大学	滋賀大学	長崎大学
東京大学	滋賀医科大学	熊本大学
東京医科歯科大学	京都大学	大分大学
東京外国語大学	京都教育大学	大分医科大学
東京学芸大学	京都工芸繊維大学	宮崎大学
東京農工大学	大阪大学	宮崎医科大学
東京芸術大学	大阪外国語大学	鹿児島大学
東京工業大学	大阪教育大学	鹿屋体育大学
東京商船大学	兵庫教育大学	琉球大学
東京水産大学	神戸大学	北陸先端科学技術大学院大学
お茶の水女子大学	神戸商船大学	奈良先端科学技術大学院大学
電気通信大学	奈良教育大学	総合研究大学院大学
一橋大学	奈良女子大学	
(大学共同利用機関)		
国文学研究資料館	国際日本文化研究センター	国立情報学研究所
国立極地研究所	国立天文台	国立民族学博物館
宇宙科学研究所	核融合科学研究所	国立歴史民俗博物館
国立遺伝学研究所	岡崎国立共同研究機構	メディア教育開発センター
統計数理研究所	高エネルギー加速器研究機構	

教養教育（95機関）

対象機関名		
北海道大学	一橋大学	奈良教育大学
北海道教育大学	横浜国立大学	奈良女子大学
室蘭工業大学	新潟大学	和歌山大学
小樽商科大学	長岡技術科学大学	鳥取大学
帯広畜産大学	上越教育大学	島根大学
旭川医科大学	富山大学	島根医科大学
北見工業大学	富山医科薬科大学	岡山大学
弘前大学	金沢大学	広島大学
岩手大学	福井大学	山口大学
東北大学	福井医科大学	徳島大学
宮城教育大学	山梨大学	鳴門教育大学
秋田大学	山梨医科大学	香川大学
山形大学	信州大学	香川医科大学
福島大学	岐阜大学	愛媛大学
茨城大学	静岡大学	高知大学
図書館情報大学	浜松医科大学	高知医科大学
筑波大学	名古屋大学	福岡教育大学
宇都宮大学	愛知教育大学	九州大学
群馬大学	名古屋工業大学	九州芸術工科大学
埼玉大学	豊橋技術科学大学	九州工業大学
千葉大学	三重大学	佐賀大学
東京大学	滋賀大学	佐賀医科大学
東京医科歯科大学	滋賀医科大学	長崎大学
東京外国語大学	京都大学	熊本大学
東京学芸大学	京都教育大学	大分大学
東京農工大学	京都工芸繊維大学	大分医科大学
東京芸術大学	大阪大学	宮崎大学
東京工業大学	大阪外国語大学	宮崎医科大学
東京商船大学	大阪教育大学	鹿児島大学
東京水産大学	兵庫教育大学	鹿屋体育大学
お茶の水女子大学	神戸大学	琉球大学
電気通信大学	神戸商船大学	

2 分野別教育評価

理学系分野（6機関（組織））

対象機関等名
千葉大学（理学部，自然科学研究科）
東京大学（理学部，理学系研究科，数理科学研究科）
新潟大学（理学部，自然科学研究科）
大阪大学（理学部，理学研究科）
広島大学（理学部，理学研究科）
熊本大学（理学部，自然科学研究科）

当該学部，研究科の学科，専攻を対象とする。

医学系（医学）分野（6機関（組織））

対象機関等名
秋田大学（医学部，医学研究科）
群馬大学（医学部，医学研究科）
岐阜大学（医学部，医学研究科）
京都大学（医学部，医学研究科）
高知医科大学（医学部，医学研究科）
長崎大学（医学部，医学研究科）

当該学部，研究科の学科，専攻を対象とする。

3 分野別研究評価

理学系分野（6機関（組織））

対象機関等名
東北大学（理学部，理学研究科）
埼玉大学（理学部，理工学研究科）
金沢大学（理学部，自然科学研究科）
神戸大学（理学部，自然科学研究科）
愛媛大学（理学部，理工学研究科）
国立天文台

当該学部，研究科の学科，専攻を対象とする。

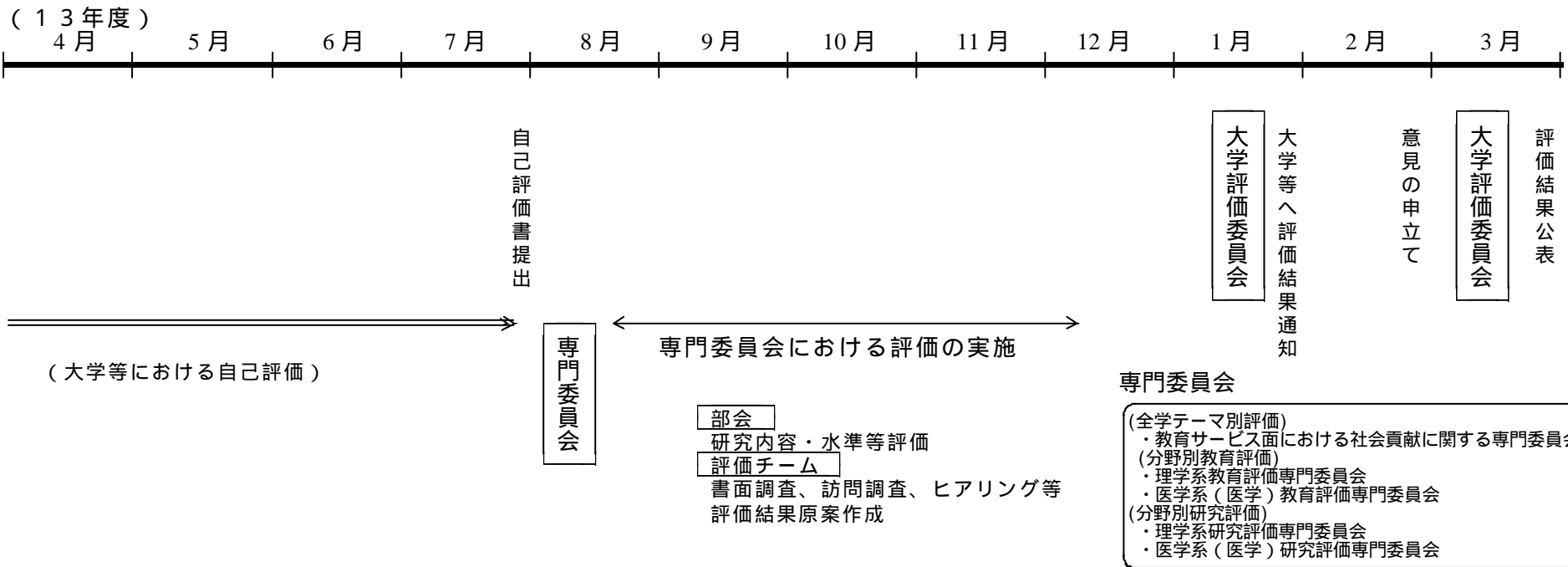
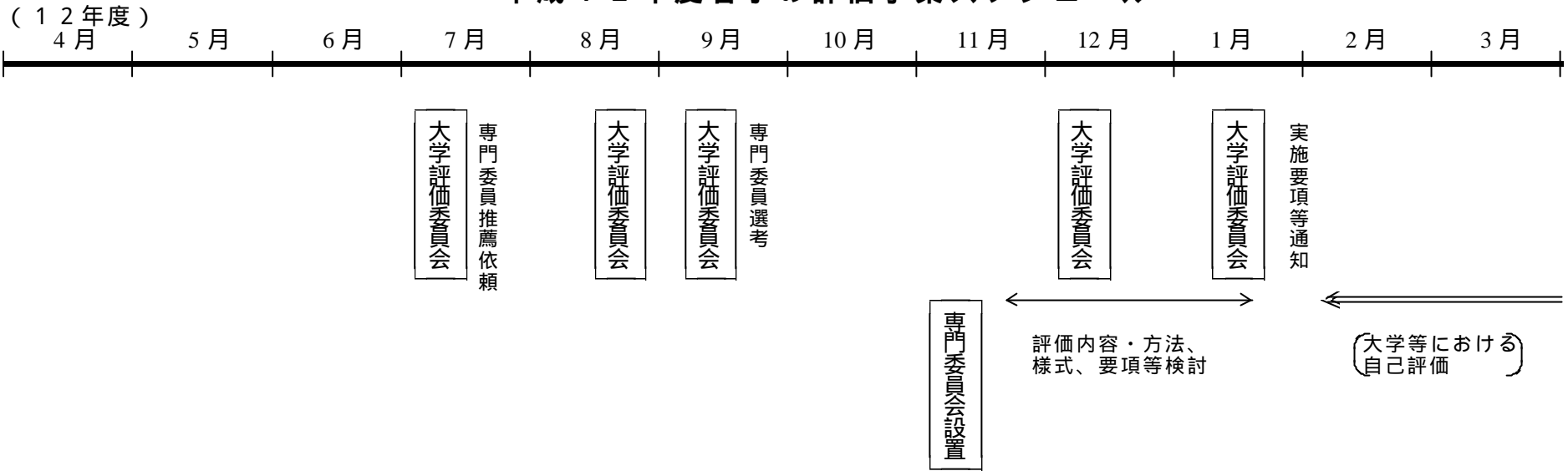
医学系（医学）分野（6機関（組織））

対象機関等名
北海道大学（医学部，医学研究科）
筑波大学（基礎医学系，臨床医学系，社会医学系）
東京医科歯科大学（難治疾患研究所）
福井医科大学（医学部，医学研究科）
岡山大学（医学部，医学研究科）
宮崎医科大学（医学部，医学研究科）

当該学部，研究科の学科，専攻を対象とする。

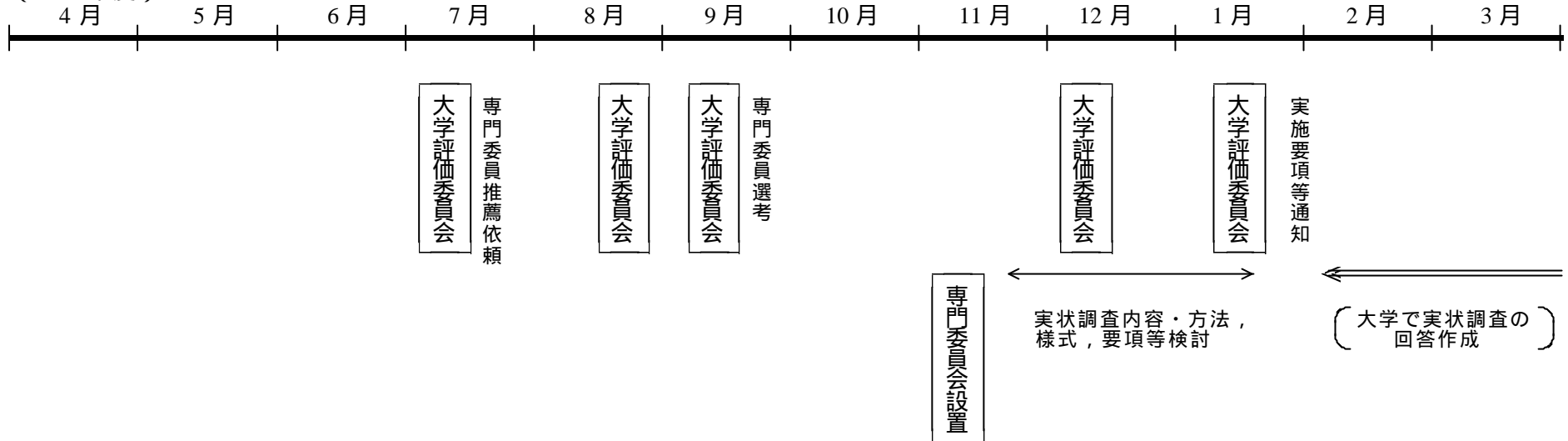
付属資料 1

平成12年度着手の評価事業スケジュール

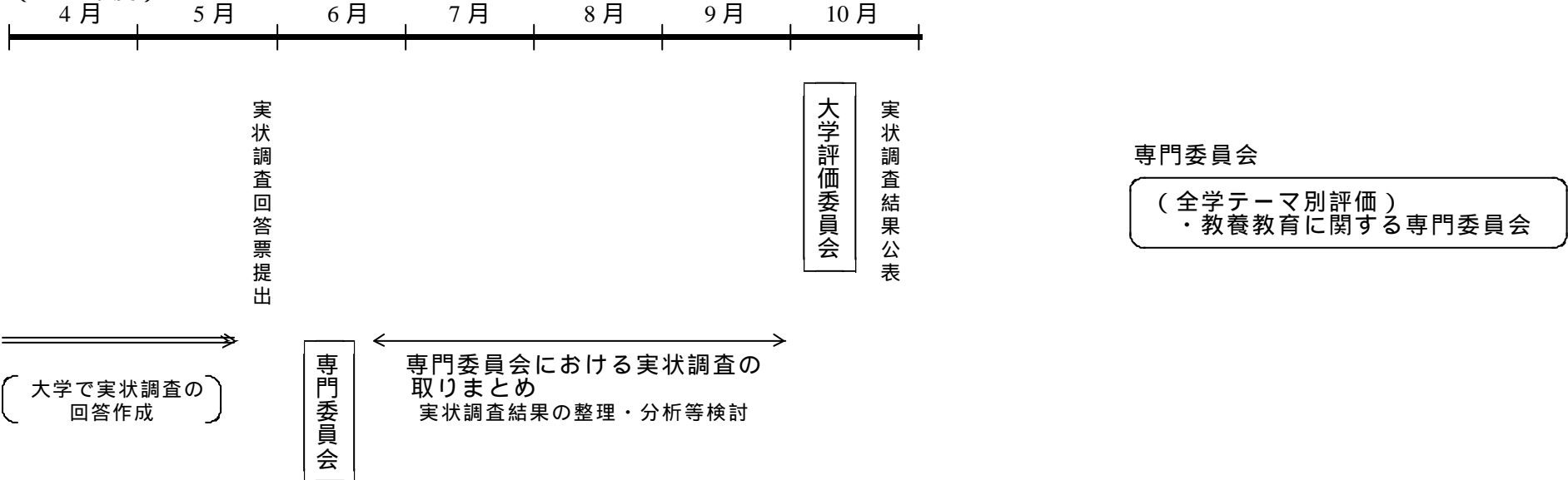


全学テーマ別評価「教養教育」の実状調査に係るスケジュール

(12年度)



(13年度)



付属資料 2

評価結果の記述

評価結果の記述の構成

評価結果は、項目別評価、総合的評価の結果の記述及びこれらの記述を要約した評価結果の概要によって構成する。

1 項目別評価結果の記述

項目別評価結果の記述は、各評価区分とも、次の内容で構成する。

- (1) 取組の現状を記述しつつ、優れた取組、改善を要する点、問題点等を記述する。
- (2) 目的及び目標に照らした水準を分かりやすく示す方法を用いて記述する。
なお、分野別研究評価の「研究内容及び水準」と「社会（社会・経済・文化）的貢献」の項目については、判定結果を分かりやすく記述する。
- (3) 上記（1）及び（2）の評価結果の基礎となった事実及び根拠・理由（背景・原因等）を具体的に記述する。

なお、（2）の水準を分かりやすく示す記述には、 で示す表現を用いる。

2 総合的評価結果の記述

総合的評価では、目的及び目標の周知・公表の状況など、各項目を通じた事柄や全体を見たときに指摘できる事柄について評価を行います。

項目別評価における水準を分かりやすく示す記述

1 全学テーマ別評価

目的及び目標を達成するための取組

取組は目的及び目標の達成にどの程度貢献しているか。

・記述方法

- ・取組は目的及び目標の達成に十分に貢献している。
- ・取組は目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。
- ・取組は目的及び目標の達成にある程度貢献しているが、改善の必要がある。
- ・取組は目的及び目標の達成に貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。

目的及び目標の達成状況

目的及び目標がどの程度達成されているか。

・記述方法

- ・目的及び目標が十分達成されている。
- ・目的及び目標がおおむね達成されているが、改善の余地もある。
- ・目的及び目標がある程度達成されているが、改善の必要がある。
- ・目的及び目標の達成が不十分であり、大幅な改善の必要がある。

改善のためのシステム

目的及び目標を達成するための取組に対する改善のためのシステムが、どの程度機能しているか。

・記述方法

- ・改善のためのシステムが十分機能している。
- ・改善のためのシステムがおおむね機能しているが、改善の余地もある。
- ・改善のためのシステムがある程度機能しているが、改善の必要がある。
- ・改善のためのシステムの整備が不十分であり、大幅な改善の必要がある。

2 分野別教育評価

アドミッション・ポリシー（学生受入方針）

教育目的及び目標を達成するために明確なアドミッション・ポリシー（学生受入方針）が策定され、この方針に従って講じられる学生受入の方策が、教育目的及び目標の達成にどの程度貢献しているか。

・記述方法

- ・教育目的及び目標の達成に十分貢献している。
- ・教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。
- ・教育目的及び目標の達成にある程度貢献しているが、改善の必要がある。
- ・教育目的及び目標の達成に貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。

教育内容面での取組

教育目的及び目標に照らして、教育課程及びその下で実施される個々の授業の構成が、教育目的及び目標の達成にどの程度貢献しているか。

・記述方法

- ・教育目的及び目標の達成に十分貢献している。
- ・教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。
- ・教育目的及び目標の達成にある程度貢献しているが、改善の必要がある。
- ・教育目的及び目標の達成に貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。

教育方法及び成績評価面での取組

教育目的及び目標に照らして、教育方法及び成績評価法が、教育目的及び目標の達成にどの程度貢献しているか。

・記述方法

- ・教育目的及び目標の達成に十分貢献している。
- ・教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。
- ・教育目的及び目標の達成にある程度貢献しているが、改善の必要がある。
- ・教育目的及び目標の達成に貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。

教育の達成状況

教育の達成状況から判断して、教育目的及び目標において意図する教育の成果がどの程度達成されているか。

・記述方法

- ・教育目的及び目標が十分達成されている。
- ・教育目的及び目標がおおむね達成されているが、改善の余地もある。
- ・教育目的及び目標がある程度達成されているが、改善の必要がある。
- ・教育目的及び目標の達成が不十分であり、大幅な改善の必要がある。

学生に対する支援

修学に必要な学生に対する支援が、教育目的及び目標の達成にどの程度貢献しているか。

・記述方法

- ・教育目的及び目標の達成に十分貢献している。
- ・教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。
- ・教育目的及び目標の達成にある程度貢献しているが、改善の必要がある。
- ・教育目的及び目標の達成に貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。

教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育目的及び目標を達成するための取組を向上及び改善するためのシステムがどの程度機能しているか。

・記述方法

- ・向上及び改善のためのシステムが十分機能している。
- ・向上及び改善のためのシステムがおおむね機能しているが、改善の余地もある。
- ・向上及び改善のためのシステムがある程度機能しているが、改善の必要がある。
- ・向上及び改善のためのシステムの整備が不十分であり、大幅な改善の必要がある。

3 分野別研究評価

研究体制及び研究支援体制

研究目的及び目標の達成にどの程度貢献しているか。

・記述方法

- ・目的及び目標の達成に十分貢献している。
- ・目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。
- ・目的及び目標の達成にある程度貢献しているが、改善の必要がある。
- ・目的及び目標の達成に貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。

諸施策及び諸機能の達成状況

諸施策及び諸機能の達成状況から判断して、研究目的及び目標がどの程度達成されているか。

・記述方法

- ・目的及び目標が十分に達成されている。
- ・目的及び目標がおおむね達成されているが、改善の余地もある。
- ・目的及び目標がある程度達成されているが、改善の必要がある。
- ・目的及び目標の達成が不十分であり、大幅な改善の必要がある。

研究内容及び水準

【研究水準の評価結果の構成】

個人及び研究グループの研究業績に基づいて、そのレベルを「卓越」(群を抜いて高い水準にある)、「優秀」(当該分野において指導的あるいは先導的な水準にある)、「普通」(当該分野に十分貢献している)、「要努力」(当該分野に十分貢献しているとはいえない)の4段階及び「該当せず」で判定する。

評価結果は、個人の研究活動についてそれぞれの判定が評価対象組織(機関)全体及び領域ごとに、どのような割合になっているかを判定結果として示し、さらに研究グループの研究業績を踏まえた上で、設定された目的及び目標並びに教員の構成や評価対象組織(機関)の置かれている諸条件に照らして記述する。

【研究内容の評価結果の構成】

申告のあった個人及び研究グループの研究業績に基づいて 独創性， 当該研究の今後の発展性， 人材養成への貢献， 他の学問分野への貢献のそれぞれの観点から評価し，そのレベルを「極めて高い」，「高い」の2段階及び「該当せず」で判定する。

さらに，上記以外の視点で，特に具体的な特徴を示し申告のあった研究活動の学問的意義についてもそのレベルを「極めて高い」，「高い」の2段階及び「該当せず」で判定する。

評価結果は，研究水準の記述と同様，個人の研究活動について 独創性， 当該研究の今後の発展性， 人材養成への貢献， 他の学問分野への貢献， その他申告のあった研究活動に関して，それぞれの判定が評価対象組織（機関）全体及び領域ごとに，どのような割合になっているかを判定結果として示し，さらに研究グループの研究業績を踏まえた上で，設定された目的及び目標並びに教員の構成や評価対象組織（機関）の置かれている諸条件に照らして記述する。

・記述例

（ 領域）

- ・研究水準については，ほぼ構成員の 割が卓越， 割が優秀， 割が普通， 割が要努力。
- ・研究の独創性については，ほぼ構成員の 割が極めて高く， 割が高い。
- ・研究の発展性については，ほぼ構成員の 割が極めて高く， 割が高い。

領域においては， 研究， 研究が優れた取組であり，
特に 研究は卓越した研究である。

社会（社会・経済・文化）的貢献

【社会（社会・経済・文化）的貢献の評価結果の構成】

申告のあった個人及び研究グループの研究業績に基づいて，社会（社会・経済・文化）的貢献の観点から評価し，そのレベルを「極めて高い」，「高い」の2段階及び「該当せず」で判定する。

評価結果は，「研究内容及び水準」の評価項目と同様，個人の研究活動についてそれぞれの判定が評価対象組織（機関）全体及び領域ごとに，どのような割合になっているかを判定結果として示し，さらに研究グループの研究業績を踏まえた上で，設定された目的及び目標並びに教員の構成や評価対象組織（機関）の置かれている諸条件に照らして記述する。

・記述例

(領域)

- ・社会（社会・経済・文化）的貢献については、ほぼ構成員の 割が極めて高く、
割が高い。

領域においては、 研究、 研究で新技術の創出に貢献しており、
特に 研究は特許や情報データベース等の知的財産の形成に極めて大きく
貢献している。

研究の質の向上及び改善のためのシステム

自己評価など研究の質の向上及び改善のためのシステムがどの程度機能しているか。

・記述方法

- ・向上及び改善のためのシステムが十分機能している。
- ・向上及び改善のためのシステムがおおむね機能しているが、改善の余地もある。
- ・向上及び改善のためのシステムがある程度機能しているが、改善の必要がある。
- ・向上及び改善のためのシステムの整備が不十分であり、大幅な改善の必要がある。

添付資料 3

評価報告書イメージ

(全学テーマ別評価「教育サービス面における社会貢献」)

機関名

全学テーマ別評価報告書
(教育サービス面における社会貢献)

大学

大学評価・学位授与機構

機関名

1.大学評価・学位授与機構が行う大学
評価の概要

機構の行う評価について 全学テーマ別評価について

-1-

機関名

2.対象機関の現況

-2-

機関名

3.教育サービス面における社会貢献に
関する考え方

-3-

機関名

4.教育サービス面における社会貢献に
関する目的及び目標

目的 目標

-4-

機関名

(目標の続き)

-5-

機関名

5.教育サービス面における社会貢献に
関する取組の現状

活動ごとの概要

-6-

機関名

6.項目別評価結果

1) 目的及び目標を達成するための
取組

特色ある取組, 特に -----

優れた点, 改善を要 -----

する点, 問題点等 -----

----- 記述した評価結果の -----

----- 基礎となった事実及 -----

----- び根拠・理由(背景 -----

----- ・原因等) -----

目的及び目標の達成 -----

への貢献の水準を分 -----

かりやすく示す記述 -----

-7-

機関名

2) 目的及び目標の達成状況

特色ある取組, 特に -----

優れた点, 改善を要 -----

する点, 問題点等 -----

----- 記述した評価結果の -----

----- 基礎となった事実及 -----

----- び根拠・理由(背景 -----

----- ・原因等) -----

目的及び目標の達成 -----

への貢献の水準を分 -----

かりやすく示す記述 -----

-8-

機関名	
3) 改善のためのシステム	
特色ある取組，特に	-----
優れた点，改善を要	-----
する点，問題点等	記述した評価結果の
-----	基礎となった事実及
-----	び根拠・理由（背景
-----	・原因等）
目的及び目標の達成	-----
への貢献の水準を分	-----
かりやすく示す記述	-----
-9-	

機関名	
7. 総合的評価結果	
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-10-	

機関名	
8. 評価結果の概要	
項目別評価の概要	-----
1) 目的及び目標を達成	
するための取組	
-----	-----
-----	総合的評価の概要
2) 目的及び目標の達成	-----
状況	-----
-----	-----
-----	-----
-11-	

機関名	
9. 意見の申立て	
申立ての有無	2) 申立てへの対応
有 無	-----
申立てがあった場合	-----
1) 申立ての内容	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-12-	

評価報告書イメージ

(分野別教育評価「理学系」)

分野別教育評価報告書
(理学系)

大学 学部

大学評価・学位授与機構

学部と研究科はそれぞれに報告書が作成されます。

対象組織名

1. 大学評価・学位授与機構が行う大学評価の概要

機構の行う評価について	分野別教育評価について

-1-

対象組織名

2. 対象組織の現況

学部(学科)名及び所在地, 学科構成, 学生数, 教員数	

-2-

対象組織名

3. 教育目的及び目標

教育目的	教育目標
	学部共通の目標

-3-

対象組織名

(教育目標のつづき)	学科の固有の目標

-4-

対象組織名

4. 項目別評価結果

1) アドミッション・ポリシー (学生受入方針)

特色ある取組, 特に優れた点, 改善を要する点, 問題点等	
	記述した評価結果の基礎となった事実及び根拠・理由(背景・原因等)

目的及び目標の達成への貢献の水準を分かりやすく示す記述

-5-

対象組織名

2) 教育内容面での取組

特色ある取組, 特に優れた点, 改善を要する点, 問題点等	
	記述した評価結果の基礎となった事実及び根拠・理由(背景・原因等)

目的及び目標の達成への貢献の水準を分かりやすく示す記述

-6-

対象組織名

3) 教育方法及び成績評価面での取組

特色ある取組, 特に優れた点, 改善を要する点, 問題点等	
	記述した評価結果の基礎となった事実及び根拠・理由(背景・原因等)

目的及び目標の達成への貢献の水準を分かりやすく示す記述

-7-

対象組織名

4) 教育の達成状況

特に優れた点, 改善を要する点, 問題点等	
	記述した評価結果の基礎となった事実及び根拠・理由(背景・原因等)

目的及び目標の達成の水準を分かりやすく示す記述

-8-

対象組織名	
5) 学生に対する支援	
特色ある取組，特に優れた 点，改善を要する点，問題 点等	-----
-----	記述した評価結果の 基礎となった事実及 び根拠・理由(背景 ・原因等)
-----	-----
-----	-----
目的及び目標の達成への 貢献の水準を分かりやす く示す記述	-----
-----	-----
-----	-----
-9-	

対象組織名	
6) 教育の質の向上及び改善のためのシステム	
特色ある取組，特に優れた 点，改善を要する点，問題 点等	-----
-----	記述した評価結果の 基礎となった事実及 び根拠・理由(背景 ・原因等)
-----	-----
-----	-----
システムの整備・機能の 水準を分かりやすく示す 記述	-----
-----	-----
-----	-----
-10-	

対象組織名	
5. 総合的評価結果	
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-11-	

対象組織名	
6. 評価結果の概要	
項目別評価の概要	
1) アドミッション・ポリシー(学生受 入方針)	-----
-----	5) 学生に対する支援
-----	-----
-----	-----
2) 教育内容面での取組	6) 教育の質の向上及び 改善のためのシステム
-----	-----
-----	-----
3) 教育方法及び成績評 価面での取組	総合的評価の概要
-----	-----
-----	-----
4) 教育の達成状況	-----
-----	-----
-12-	

対象組織名	
7. 意見の申立て	
申立ての有無	2) 申立てへの対応
有 無	-----
申立てがあった場合	-----
1) 申立ての内容	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-13-	

評価報告書イメージ

(分野別教育評価「医学系(医学)」)

分野別教育評価報告書
「医学系(医学)」

大学 学部

大学評価・学位授与機構

学部と研究科はそれぞれに報告書が作成されます。

対象組織名

1. 大学評価・学位授与機構が行う大学評価の概要

機構の行う評価について	分野別教育評価について
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----

-1-

対象組織名

2. 対象組織の現況

学部(学科)名及び所在地, 学科構成, 学生数, 教員数	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----

-2-

対象組織名

3. 教育目的及び目標

教育目的	教育目標
-----	学部共通の目標
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----

-3-

対象組織名

(教育目標のつづき)	学科の固有の目標
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----

-4-

対象組織名

4. 項目別評価結果

1) アドミッション・ポリシー (学生受入方針)

特色ある取組, 特に優れた点, 改善を要する点, 問題点等	-----
-----	記述した評価結果の基礎となった事実及び根拠・理由(背景・原因等)
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----

目的及び目標の達成への貢献の水準を分かりやすく示す記述

-5-

対象組織名

2) 教育内容面での取組

特色ある取組, 特に優れた点, 改善を要する点, 問題点等	-----
-----	記述した評価結果の基礎となった事実及び根拠・理由(背景・原因等)
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----

目的及び目標の達成への貢献の水準を分かりやすく示す記述

-6-

対象組織名

3) 教育方法及び成績評価面での取組

特色ある取組, 特に優れた点, 改善を要する点, 問題点等	-----
-----	記述した評価結果の基礎となった事実及び根拠・理由(背景・原因等)
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----

目的及び目標の達成への貢献の水準を分かりやすく示す記述

-7-

対象組織名

4) 教育の達成状況

特に優れた点, 改善を要する点, 問題点等	-----
-----	記述した評価結果の基礎となった事実及び根拠・理由(背景・原因等)
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----

目的及び目標の達成の水準を分かりやすく示す記述

-8-

対象組織名	
5) 学生に対する支援	
特色ある取組，特に優れた 点，改善を要する点，問題 点等	-----
-----	記述した評価結果の 基礎となった事実及 び根拠・理由(背景 ・原因等)
-----	-----
-----	-----
目的及び目標の達成への 貢献の水準を分かりやす く示す記述	-----
-----	-----
-----	-----
-9-	

対象組織名	
6) 教育の質の向上及び改善のためのシステム	
特色ある取組，特に優れた 点，改善を要する点，問題 点等	-----
-----	記述した評価結果の 基礎となった事実及 び根拠・理由(背景 ・原因等)
-----	-----
-----	-----
システムの整備・機能の 水準を分かりやすく示す 記述	-----
-----	-----
-----	-----
-10-	

対象組織名	
5. 総合的評価結果	
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-11-	

対象組織名	
6. 評価結果の概要	
項目別評価の概要	
1) アドミッション・ポリシー(学生受 入方針)	-----
-----	5) 学生に対する支援
-----	-----
-----	-----
2) 教育内容面での取組	6) 教育の質の向上及び 改善のためのシステム
-----	-----
-----	-----
3) 教育方法及び成績評 価面での取組	総合的評価の概要
-----	-----
-----	-----
4) 教育の達成状況	-----
-----	-----
-12-	

対象組織名	
7. 意見の申立て	
申立ての有無	2) 申立てへの対応
有 無	-----
申立てがあった場合	-----
1) 申立ての内容	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-13-	

評価報告書イメージ

(分野別研究評価「理学系」)

分野別研究評価報告書
(理学系)

大学 学部
× × 研究科

大学評価・学位授与機構

組織(機関)名

1. 大学評価・学位授与機構が行う
大学評価の概要

機構の行う評価について	分野別研究評価について

-1-

組織(機関)名

2. 対象組織(機関)の現況

学 部	研 究 科

-2-

組織(機関)名

3. 研究目的及び目標

研究目的	組織(機関)

-3-

組織(機関)名

研究目標

組織(機関)	

-4-

組織(機関)名

研究目標

領 域	

-5-

組織(機関)名

4. 項目別評価結果

1) 研究体制及び研究支援体制

特色ある取組, 特に優れた点、改善を要する点、問題点等	-----
-----	評価結果の基礎となった具体的な事実及び根拠・理由(背景目的及び目標に照らした
水準を分かりやすく示した記述	-----
-----	-----

-6-

組織(機関)名

2) 諸施策及び諸機能の達成状況

特色ある取組, 特に優れた点、改善を要する点、問題点等	-----
-----	評価結果の基礎となった具体的な事実及び根拠・理由(背景目的及び目標に照らした
水準を分かりやすく示した記述	-----
-----	-----

-7-

組織(機関)名

3) 研究内容及び水準

学問的内容及び水準の優れた点等について、設定された目的及び目標、教員の構成、組織(機関)の置かれている諸条件に照らした記述	-----
-----	個人及び研究グループの業績の判定結果に基づく記述
-----	-----
-----	記述した評価結果の基礎となった事実及び根拠・理由(背景・原因等)

-8-

組織(機関)名

4) 社会(社会・経済・文化)的貢献

社会(社会・経済・文化)的貢献での優れた点等についての設定された目的及び目標, 教員の構成, 組織の置かれている諸条件に照らした記述	-----	個人及び研究グループの業績の判定結果に基づく記述
-----	-----	記述した評価結果の基礎となった事実及び根拠・理由(背景・原因等)

-9-

組織(機関)名

5) 研究の質の向上及び改善のためのシステム

特色ある取組, 特に優れた点, 改善を要する点, 問題点等	-----	-----
-----	-----	評価結果の基礎となった具体的な事実及び根拠・理由(背景目的及び目標に照らした水準を分かりやすく示した記述

-10-

組織(機関)名

5. 総合的評価結果

-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----

-11-

組織(機関)名

6. 評価結果の概要

項目別評価の概要	4) 社会(社会・経済・文化)的貢献
1) 研究体制及び研究支援体制	-----
2) 諸施策及び諸機能の達成状況	5) 研究の質の向上及び改善のためのシステム
3) 研究内容及び水準	-----
-----	総合的評価の概要

-12-

組織(機関)名

7. 意見の申立て

申立ての有無	1) 申立ての内容
有 無	-----
-----	-----
申立てがあった場合	2) 申立てへの対応
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----

-13-

評価報告書イメージ

(分野別研究評価「医学系(医学)」)

分野別研究評価報告書
(医学系(医学))

大学 学部
× × 研究科

大学評価・学位授与機構

組織(機関)名

1. 大学評価・学位授与機構が行う
大学評価の概要

機構の行う評価について	分野別研究評価について
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----

-1-

組織(機関)名

2. 対象組織(機関)の現況

学 部	研 究 科
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----

-2-

組織(機関)名

3. 研究目的及び目標

研究目的	組織(機関)
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----

-3-

組織(機関)名

研究目標

組織(機関)	
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----

-4-

組織(機関)名

研究目標

領 域	
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----

-5-

組織(機関)名

4. 項目別評価結果

1) 研究体制及び研究支援体制

特色ある取組, 特に優れた点、改善を要する点、問題点等	-----
-----	評価結果の基礎となった具体的な事実及び根拠・理由(背景目的及び目標に照らした水準を分かりやすく示した記述
-----	-----
-----	-----
-----	-----

-6-

組織(機関)名

2) 諸施策及び諸機能の達成状況

特色ある取組, 特に優れた点、改善を要する点、問題点等	-----
-----	評価結果の基礎となった具体的な事実及び根拠・理由(背景目的及び目標に照らした水準を分かりやすく示した記述
-----	-----
-----	-----
-----	-----

-7-

組織(機関)名

3) 研究内容及び水準

学問的内容及び水準の優れた点等について、設定された目的及び目標、教員の構成、組織(機関)の置かれている諸条件に照らした記述	-----
-----	個人及び研究グループの業績の判定結果に基づく記述
-----	-----
-----	記述した評価結果の基礎となった事実及び根拠・理由(背景・原因等)
-----	-----

-8-

組織(機関)名

4) 社会(社会・経済・文化)的貢献

社会(社会・経済・文化)的貢献での優れた点等についての設定された目的及び目標, 教員の構成, 組織の置かれている諸条件に照らした記述	-----	個人及び研究グループの業績の判定結果に基づく記述
-----	-----	記述した評価結果の基礎となった事実及び根拠・理由(背景・原因等)

-9-

組織(機関)名

5) 研究の質の向上及び改善のためのシステム

特色ある取組, 特に優れた点, 改善を要する点, 問題点等	-----	-----
-----	-----	評価結果の基礎となった具体的な事実及び根拠・理由(背景目的及び目標に照らした水準を分かりやすく示した記述

-10-

組織(機関)名

5. 総合的評価結果

-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----

-11-

組織(機関)名

6. 評価結果の概要

項目別評価の概要	4) 社会(社会・経済・文化)的貢献
1) 研究体制及び研究支援体制	-----
2) 諸施策及び諸機能の達成状況	5) 研究の質の向上及び改善のためのシステム
3) 研究内容及び水準	-----
-----	総合的評価の概要

-12-

組織(機関)名

7. 意見の申立て

申立ての有無	1) 申立ての内容
有 無	-----
-----	-----
申立てがあった場合	2) 申立てへの対応
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----

-13-

付属資料 4

平成12年度に着手する大学評価の内容・方法等について（概要）

大学評価の実施方針

1 評価の目的

評価の目的は、各大学等（大学及び大学共同利用機関）が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するよう、

大学等の行う諸活動について多面的な評価を行い、評価結果を各大学等にフィードバックすることにより、各大学等の教育研究活動等の改善に役立てること。

大学等の諸活動の状況や成果を多面的に明らかにし、それを社会に分かりやすく示すことにより、公共的な機関として大学等が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価の内容・方法

(1) 複数の手法による多面的な評価

各大学等の教育研究活動等の個性化や質的充実に向けた主体的な取組を支援・促進していくためには、国際的な視点、地域社会における役割、大学改革の方向性、国内外の大学の動向などを考慮しながら、複数の評価手法に基づく多面的な評価を行う必要。

そのため、大学等の行う諸活動について、次の3区分の評価を実施。

全学テーマ別評価

大学等の教育研究活動等のうち、全学的な課題をテーマとして設定し評価

分野別教育評価

大学の各学部及び各研究科における教育活動等の状況について評価

分野別研究評価

大学の各学部及び各研究科、各附置研究所等並びに大学共同利用機関における研究活動等の状況についての評価

(2) 目的及び目標に即した評価

大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、各大学等の設定する目的及び目標に即して、大学等の行う諸活動がその目的及び目標を実現する内容であるか、諸活動の結果が目的及び目標を達成しているのかなどの視点から評価。

3 項目別評価と総合的評価

各大学等が行う教育研究活動等を多面的に評価するため、目的及び目標を達成するための取組、達成状況、改善システムの3つの考え方を基本とした項目ごとの評価（項目別評価）及び各評価項目を通じて見たときに指摘できる事柄などの総合的な評価（総合的評価）を実施。

4 評価のプロセス

大学等は、機構の示す要項に基づき自己評価を行い、その結果を自己評価書（根拠となる資料・データを含む。）として提出。

大学等から提出された自己評価書と機構が独自に調査・収集する資料・データ等に基づき、大学評価委員会の下に置かれる専門委員会の委員が、書面調査によるほか、ヒアリング（全学テーマ別評価，分野別研究評価）又は訪問調査（分野別教育評価）による分析・調査を踏まえて評価を行い、その結果を取りまとめ。

機構は、評価結果を確定する前に評価結果の内容を当該大学等に通知。大学等はこれに対する意見の申立てが可能。意見の申立てがあった場合、大学評価委員会で再審議を行い、最終的な評価結果を確定。

評価報告書には、意見の申立ての内容とその対応結果もあわせて明示し、当該大学等及び設置者に提供。また、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等により広く社会に公表。

5 評価の結果

評価報告書は、項目別評価，総合的評価の結果及びそれらを要約した評価結果の概要のほか、大学等の概要，大学等の設定した目的及び目標の記述で構成。

平成12年度に着手するテーマ及び分野等

1 テーマ及び分野

全学テーマ別評価のテーマ 「教育サービス面における社会貢献」及び「教養教育」^(注1)

分野別教育評価の学問分野 「理学系」及び「医学系の医学」^(注2)

分野別研究評価の学問分野 「理学系」及び「医学系の医学」^(注2)

(注1) 全学テーマ別評価の「教養教育」は、2年計画で評価を実施。1年目は実状調査。

(注2) 医学系には、医学，歯学，薬学等が該当するが、今回は「医学」を対象。

2 評価対象機関

機構は、設置者が決定し機構に要請してきた機関について評価を実施。

3 評価のスケジュール

平成13年1月末	実施要項等を大学等へ通知
平成13年7月末	各大学等から自己評価書・根拠資料等の提出
平成13年8月～	書面調査及びヒアリング又は訪問調査の実施
平成14年3月	評価結果の確定，大学等への通知，公表

平成12年度に着手するテーマ及び分野等

評価の区分	全学テーマ別評価	分野別教育評価	分野別研究評価
評価内容	テーマに関する大学等の諸活動の状況についての評価	大学の教育活動等の状況についての評価	大学等の研究活動等の状況についての評価
テーマ及び対象分野	・教育サービス面における社会貢献 ・教養教育(注)	・理学系 ・医学系の医学	・理学系 ・医学系の医学
対象機関	【教育サービス面における社会貢献】 国立大学(政策研究大学院大学及び短期大学を除く。)(98大学)及び全大学共同利用機関(14機関) 【教養教育】 国立大学(大学院のみを置く大学及び短期大学を除く。)(95大学)	それぞれ6大学の学部及び研究科	それぞれ6組織(機関)の学部及び研究科, 附置研究所等並びに大学共同利用機関
評価方法	書面調査・ヒアリング	書面調査・訪問調査	書面調査・ヒアリング
項目別評価の項目	【教育サービス面における社会貢献】 1)目的及び目標を達成するための取組 2)目的及び目標の達成状況 3)改善のためのシステム	1)アドミッション・ポリシー(学生受入方針) 2)教育内容面での取組 3)教育方法及び成績評価面での取組 4)教育の達成状況 5)学生に対する支援 6)教育の質の向上及び改善のためのシステム	1)研究体制及び研究支援体制 2)諸施策及び諸機能の達成状況 3)研究内容及び水準 4)社会(社会・経済・文化)的貢献 5)研究の質の向上及び改善のためのシステム
総合的評価	各項目を通じた事柄や全体を見たときに指摘できる事柄などについて評価		

(注) 教養教育をテーマとする評価は、2年計画で実施。

1年目は各大学における「教養教育のとらえ方」、「教養教育の目的及び目標」及び「目的及び目標を達成するための取組状況」等の実状調査を行い、その調査結果を整理・公表。

この実状調査の結果等を踏まえて、具体的な評価項目や内容・方法について検討した上で2年目に評価を実施。

平成12年度に着手する大学評価の実施概要図

大学評価の目的

競争的環境のもとでの各大学等の個性輝く発展

教育活動、研究活動、社会貢献活動など、大学等の行う諸活動について多面的な評価を行い、評価結果を各大学等にフィードバックすることにより、各大学等の教育研究活動等の改善に役立てること。
 大学等の諸活動の状況や成果を多面的に明らかにし、それを社会に分かりやすく示すことにより、公共的な機関として大学等が設置・運営されている点について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

対象機関

大学及び大学共同利用機関（当分の間、私立大学は対象外）

大学評価の特徴

複数の評価手法による多面的評価

目的及び目標に即した評価

全学テーマ別評価	個別の学部等の課題ではなく、大学等としての全学的な課題に関して毎年度数テーマを適切に設定し、大学等に対して評価を行います。
分野別教育評価	大学の学部、研究科を単位として、学問分野ごとにその学部、研究科の教育活動の状況について評価を行います。
分野別研究評価	大学の学部、研究科、附置研究所や大学共同利用機関などを単位として、学問分野ごとにその学部、研究科等の研究活動の状況について評価を行います。

項目別評価と総合的評価

大学等が設定する目的及び目標に即して、それを達成するための取組、達成状況、改善のためのシステムの3つの内容を基本とした評価項目ごとの評価（項目別評価）及び各評価項目を通じて見たときに指摘できる事柄などの総合的な評価（総合的評価）により行います。

評価体制

大学評価委員会

- ・実施方針・事業計画等基本的事項の審議
- ・評価結果の審議・確定

専門委員会

- ・テーマ別、専門分野別に設置
- ・評価内容・方法等の審議
- ・評価の実施（評価チーム、部会を編成）及び評価結果の審議

評価チーム・部会

- ・専門委員会委員と評価員で評価チーム・部会を編成

評価のプロセス

大学評価委員会及び専門委員会

評価の実施方針や具体的な評価の内容・方法及び実施のための要項等を決定

（実施要項等通知）

大学等における自己評価

実施要項に基づく目的及び目標に即した自己評価の実施及び自己評価書の作成

（自己評価書提出）

各専門委員会（評価チーム、部会）

自己評価書及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等に基づく評価（書面調査及び訪問調査又はヒアリング）及び評価報告書原案の作成

大学評価委員会

評価結果の審議及び取りまとめ（意見の申立てに対する再審議）

評価結果を確定する前に当該大学等に通知

意見の申立て

確定

大学等及び設置者へ提供

社会へ公表

（評価報告書発行及びウェブサイトへ掲載）

大学評価関係法令等

〔国立学校設置法（抄）〕

第三章の五 大学評価・学位授与機構

第九条の四 大学等（大学及び大学共同利用機関をいう。以下この項において同じ。）の評価及び学位の授与に関し、次に掲げる業務を行う機関として、大学評価・学位授与機構を置く。

- 1 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。
- 2 （略）
- 3 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。
- 4 大学等の教育研究活動等の状況についての評価及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

2 前項第一号の評価の実施の手続その他同号の評価に関し必要な事項は、文部省令で定める。

〔国立学校設置法施行規則（抄）〕

（評価の区分）

第五十二条の二 国立学校設置法第九条の四第一項第一号に規定する評価は、次の各号に掲げる区分により行うものとする。

- 1 大学等（大学及び大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究活動等の状況についての全学的な事項に関する評価（次号及び第三号に掲げるものを除く。）
- 2 大学の各学部及び各研究科における教育活動等の状況についての評価
- 3 大学の各研究科、各研究科、各附属研究所その他の各研究組織における研究活動等の状況についての評価

（評価の実施の手続）
第五十二条の三 大学評価・学位授与機構は、前条の評価については、大学等の設置者の要請をまつて行うものとする。

（評価の実施の方法）
第五十二条の四 大学評価・学位授与機構は、大学等が自ら行う評価の結果について分析し、及び大学等における教育研究活動等の状況について調査を行い、これらの結果を踏まえて大学等の評価を行うものとする。

（意見の申立）
第五十二条の五 大学評価・学位授与機構は、大学等の評価の結果について報告書を作成するに当たっては、あらかじめその内容等について当該大学等に意見の申立の機会を付与するものとする。

（大学等の評価に関する委任）
第五十二条の六 この省令又は他の法令に別段の定めのあるものを除くほか、国立学校設置法第九条の四第一項第一号に規定する評価に関し必要な事項については、大学評価・学位授与機構の長が定める。

6 大学評価・学位授与機構は、当分の間、私立大学に係る国立学校設置法第九条の四第一項第一号に規定する評価を行わないものとする。

〔大学評価・学位授与機構組織運営規則（抄）〕

（大学評価委員会）

第六條の二 機構は、大学評価委員会を置く。

2 大学評価委員会は、機構長の定めるところにより、機構が行う大学等の評価について審議を行う。機構長は、機構が行う大学等の評価に関し必要な事項を定めるについては、大学評価委員会の議を経てこれを行うものとする。

3 大学評価委員会は、委員三十人以内で組織し、委員は、大学の学長及び教員、大学共同利用機関の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者のうちから、運営委員会の推薦を受けた者について、機構長が評議員会の意見を聴いて任命する。

5 大学評価委員会に、機構が行う大学等の評価に関する専門の事項を調査するため、専門委員を置くことにも、大学及び大学共同利用機関における教育研究活動等の状況に関し調査するため、評価員を置く。

6 専門委員及び評価員は、大学の教員、大学共同利用機関の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者並びに機構の教授その他専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、機構長が運営委員会の意見を聴いて任命する。

7 委員、専門委員及び評価員は非常勤とする。

8 委員、専門委員及び評価員の任期その他大学評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、機構長が運営委員会の意見を聴いて別に定める。

〔大学評価・学位授与機構大学評価委員会規程〕

（目的）

第一条 この規程は、大学評価・学位授与機構組織運営規則（平成三年文部省令第三十八号）第六條の二第八項の規定に基づき、大学評価・学位授与機構の大学評価委員会の委員、専門委員及び評価員の任期その他大学評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 委員は、二期を限度として、再任することができる。ただし、再任できる場合は、前任期の残り期間とする。

3 専門委員及び評価員は、原則として再任することはいかなる場合もできない。

3 委員は、原則として委員総数の半数以下とする。

3 専門委員及び評価員は、原則として再任することはいかなる場合もできない。

3 委員は、原則として委員総数の半数以下とする。

3 委員は、原則として委員総数の半数以下とする。

3 委員は、原則として委員総数の半数以下とする。

3 委員は、原則として委員総数の半数以下とする。

3 委員は、原則として委員総数の半数以下とする。

3 委員は、原則として委員総数の半数以下とする。

3 委員は、原則として委員総数の半数以下とする。

3 委員は、原則として委員総数の半数以下とする。

3 委員は、原則として委員総数の半数以下とする。

3 委員は、原則として委員総数の半数以下とする。

3 委員は、原則として委員総数の半数以下とする。

3 委員は、原則として委員総数の半数以下とする。

3 委員は、原則として委員総数の半数以下とする。

この規程は、平成十二年五月二十二日から施行する。